

# 国立大学法人九州大学テレワーク規程

令和5年度九大就規第4号  
制定：令和5年4月28日

## 目次

第1章 総則（第1条―第9条）

第2章 教員の研究時間確保のためのテレワーク（第10条―第11条）

第3章 職員の安全及び業務継続性確保のための在宅勤務（第12条―第13条）

第4章 教員の妊娠中又は育児・介護の負担軽減のための在宅勤務（第14条―第18条）

第5章 雑則（第19条）

## 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、国立大学法人九州大学就業通則（平成16年度九大就規第1号。以下「就業通則」という。）第7条第5項の規定に基づき、国立大学法人九州大学（以下「本学」という。）に勤務する職員が自宅又は定められた勤務場所と同等に勤務を行うことが可能な場所において勤務する場合に必要な事項について定める。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 就業通則第2条第1項に掲げる者をいう。
- (2) 教員 就業通則第35条の専門業務型裁量労働制が適用されている教員（有期教員、教員（年俸制）及び特定有期教員を含む。）をいう。
- (3) テレワーク 時間の計画的配分による効率的な業務遂行を目的として、定められた勤務場所と同等に業務を遂行することが可能な場所において勤務することをいう。
- (4) 在宅勤務 災害等発生時における安全を確保した上での業務継続又は職員のワークライフバランスの実現を目的として、職員がその自宅又は安全確保若しくは介護のため親族宅に滞在する必要がある場合はその親族宅において勤務をすることをいう。
- (5) フリークォーター制度 研究に専念出来る環境を創出するため、教員の教育又は管理運営業務を、原則として1クォーター（3月）の継続した期間免除し、主に自主的な研究活動を行うことをいう。
- (6) 自然災害等 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故をいう。
- (7) 小学校等 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）、特別支援学校、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園をいう。

（許可基準）

第3条 テレワーク及び在宅勤務（以下「テレワーク等」という。）は、次の各号に掲げる条件を全て満たし、本学が許可した場合に実施することができる。

- (1) テレワーク等を実施する場所の執務環境、情報通信環境及びセキュリティ環境が整備されていること。
- (2) テレワーク等を実施する職員の業務内容等を勘案し、テレワーク等を行うことが適正と判断される者であること。
- (3) 大学の業務運営に支障を生じないこと。
- (4) 対面による学生指導及び授業に支障を生じないこと。

(テレワーク等における許可内容の変更及び許可の取消し)

第4条 テレワーク等を実施する職員がテレワーク等の日において勤務実績がない又は適正な労務管理を行うことについて、大学の指示に従うことができないなど不適切な運用を行ったと認められる場合には、本学は実施内容の変更又は許可の取消しを行うことができる。

(テレワーク等における費用の負担)

第5条 テレワーク等に伴い発生する水道光熱費、通信費等の費用はテレワーク等を実施する者の負担とする。

(労務管理)

第6条 テレワーク等を実施する職員は、定められた勤務場所で勤務を行う場合と同様に、勤務について、本学が定める方法により記録することとする。

2 本学は、テレワーク等中の健康管理やセキュリティ管理の観点から、原則として時間外勤務及び休日勤務は認めないものとする。

3 本学は、業務上の必要が生じた場合には、テレワーク等を実施する職員に定められた勤務場所への出勤を命じることがある。

(遵守事項)

第7条 テレワーク等の実施にあたっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 業務に専念すること。
- (2) 所定の手続きを経て持ち出した本学の情報及び作成した成果物を、第三者が閲覧、複写等しないよう最大限の注意を払うこと。
- (3) 前号に定める情報及び成果物は紛失又は毀損することがないよう適切に管理すること。
- (4) 情報の取扱に関しては、九州大学個人情報管理規程（令和4年度九大規程第113号）及び九州大学情報倫理規程（平成24年度九大規程第73号）その他本学において定められた規則等に従うこと。

(連絡体制)

第8条 テレワーク等を実施する者は、連絡体制に関し、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 事故・トラブル等の発生時には本学に連絡すること。

- (2) 本学から勤務時間中に職務に関する連絡があった場合は誠実に対応すること。
- (3) 本学から緊急連絡事項が生じた場合に確実に連絡がとれる方法をあらかじめ本学に申し出ること。

(業務災害)

第9条 テレワーク等中に業務を原因とする災害を被ったと認められる場合には、就業通則第56条に規定する業務上の災害として取り扱うものとする。

## 第2章 教員の研究時間確保のためのテレワーク

(教員の研究時間確保のためのテレワーク)

第10条 教員は研究時間確保のため、1月において5日を限度として、テレワークを行うことができる。ただし、次の各号に該当する者のテレワークは、当該各号に定める期間の範囲内とする。

- (1) フリークォーター制度及びサバティカル（以下「フリークォーター等」という。）の取得者 当該フリークォーター等の期間
- (2) 本学での従事割合が10%以下である国内機関とのクロスアポイントメント制度適用者 本学での従事日
- (3) 本学での従事割合が30%以下である海外機関とのクロスアポイントメント制度適用者 本学での従事日

(テレワークの申請等)

第11条 前条に規定するテレワークを希望する教員は、あらかじめ、所定の様式により申請を行うものとする。

2 本学は、前項の申請に対し、第3条の許可基準を満たすと認めるときは、テレワークを許可するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、1月において5日を限度とするテレワークについては、申請等の手続きを省略することができる。

## 第3章 職員の安全及び業務継続性確保のための在宅勤務

(職員の安全及び業務継続性確保のための在宅勤務)

第12条 職員は、次の各号のいずれかの要件を満たす場合に、所定勤務時間の全てを在宅勤務（以下この章において「在宅勤務（安全確保等）」という。）を行うことができる。ただし、業務の都合により、本学が1日の勤務時間の途中から出勤を命じることがある。

- (1) 自然災害等により、出勤困難又は退勤時における危険が予想されている場合
- (2) 子の通う小学校等が臨時休業等により、小学校等の指示で子が登校等しない場合
- (3) 重篤な感染症の発生により、職員の出勤が困難な状況であると本学が認めた場合

(在宅勤務（安全確保等）の手続等)

第13条 在宅勤務（安全確保等）を希望する職員は、原則として前日の、終業時刻より前に所定の手続を経るものとする。ただし、自然災害等のやむを得ない場合には、前日の終業時刻後又は当日に手続を行うことができる。

#### 第4章 教員の妊娠中又は育児・介護の負担軽減のための在宅勤務

##### (教員の妊娠中又は育児・介護の負担軽減のための在宅勤務)

第14条 教員のうち、次の各号のいずれかに該当する者が、妊娠中の自身又は胎児の健康保持のため又は子の養育若しくは国立大学法人九州大学職員育児・介護休業規程(平成16年度九大就規20号。以下「育児・介護休業規程」という。)第2条第7号に定める対象家族(以下「対象家族」という。)の介護に伴う負担を軽減するために申請し、許可を得たときは、在宅勤務ができるものとする。

- (1) 妊娠中である者
- (2) 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する者
- (3) 対象家族を日常的又は定期的に介護する者

##### (在宅勤務の申請等)

第15条 前条に基づき、在宅勤務をすることを希望する教員(以下「在宅勤務希望者」という。)は、原則として在宅勤務を開始しようとする日の1月前までに、本学所定の様式により申請するものとする。

2 次条の許可を受けて在宅勤務を行っている者(以下「在宅勤務者」という。)が在宅勤務期間の更新を希望する場合には、原則として許可された在宅勤務期間が終了する日の1月前までに、本学所定の様式により更新の申請を行うものとする。

3 在宅勤務者が、許可された在宅勤務の内容に係る変更を希望する場合には、原則として当該変更を希望する日の1月前までに、本学所定の様式により申請するものとする。

4 本学は、前3項の申請をした者に対して、必要最小限度の確認書類の提出を求めることがある。

##### (在宅勤務の許可等)

第16条 本学は、前条の申請があった場合には、速やかに当該申請に係る許可の可否及び在宅勤務期間等を決定し、在宅勤務希望者に通知する。

2 在宅勤務の期間は、一事業年度の範囲において、在宅勤務希望者ごとに1月以上6月を超えない期間で定めるものとする。

3 在宅勤務の日は、在宅勤務希望者ごとに指定した曜日とする。ただし、原則として週に1日以上(就業通則第31条第5項に規定する休日を除く。)は出勤する日とする。

4 前2項の規定にかかわらず、本学が必要と認める場合には、在宅勤務を許可した日に出勤又は自宅以外の場所における業務の従事を命じることがある。

##### (在宅勤務の終了)

第17条 在宅勤務者に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、当該在宅勤務は各号に掲げる日に終了するものとする。

- (1) 第14条に定める要件を満たさなくなった場合 当該要件を満たさなくなった事由が発生した日
- (2) 国立大学法人九州大学女性職員の保護措置に関する規程(平成16年就規第25号)。

以下「女性職員保護措置規程」という。)第3条第1項及び第4条第1項の規定による産前産後休業、就業通則第39条第1項の規定による育児休業、同第40条第1項の規定による介護休業、同第40条の2に定める自己啓発等休業並びに同第40条の3に定める配偶者同行休業を開始する場合又は同第12条の規定により休職となる場合 休業開始日の前日又は休職開始日の前日

- 2 前項第1号に掲げる事由が生じた場合には、その旨を遅滞なく所定の様式により届け出なければならない。

(在宅勤務者の給与)

第18条 通勤手当については許可された在宅勤務の形態に応じて支給する。

#### 第5章 雑則

(雑則)

第19条 この規程に定めるもののほか、テレワーク等に関し必要な事項は別に定める。

#### 附 則

- 1 この規程は、令和5年5月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に育児・介護休業規程の一部を改正する規程(令和5年度九大就規第2号)による改正前の育児・介護休業規程又は女性職員保護措置規程の一部を改正する規程(令和5年度九大就規第3号)による改正前の女性職員保護措置規程に基づき許可を得た在宅勤務については、この規程に基づき許可を得た在宅勤務とみなす。